

一宮市小中学校事務・用務員及び学校等連絡業務委託
一般競争入札公告（再度公告入札）

一宮市告示第 83 号

一宮市小中学校事務・用務員及び学校等連絡業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び一宮市契約規則（昭和 50 年一宮市規則第 16 号）第 35 条の規定により公告する。

令和 6 年 2 月 21 日

一宮市長 中野 正 康

1. 案件に関する事項

(1) 委託案件の名称

一宮市小中学校事務・用務員及び学校等連絡業務

(2) 委託案件の仕様等

「一宮市小中学校事務・用務員及び学校等連絡業務委託仕様書」で示す仕様とする。

(3) 契約期間

契約の日から令和 9 年 3 月 31 日

（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

履行期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年間）

(4) 当該案件の「入札説明書」及び「仕様書」入手方法

令和 6 年 2 月 21 日（水）から令和 6 年 3 月 1 日（金）に一宮市公式ウェブサイト（以下、「市ウェブサイト」という。）にアクセスし、ダウンロードして入手すること。

アドレス：<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kyouiku/kyouikusoumu/1044248/1044249/1059813.html>

2. 入札に参加する者に必要な資格及び条件

次に掲げる要件をすべて満たしている者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日において、令和 4・5 年度一宮市入札参加資格者名簿（物品等）に記載されていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営又は運営に関与していない者であること。
- (5) 公告日から開札日において、一宮市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 別紙「一宮市小中学校事務・用務員及び学校等連絡業務委託仕様書」に記す市の要求する条件に対応できる能力があること。
- (7) 過去 5 年以内に、学校用務員業務又は学校事務員業務を受託し、履行した実績（履行中、類

似業務のものを含む。)を有する者であること。

- (8) 情報セキュリティマネジメントの国際規格である ISO27001 若しくは JISQ27001 のいずれか、又は個人情報について適切な保護措置を講じる体制を整備している事業者の認証（プライバシーマーク）を取得している者であること。
- (9) 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 29 条に定める、特定信書便事業（同法第 2 条第 7 項第 1 号に規定する信書便の役務に係る許可を受けた者に限る。）の許可を受けた者であること。
- (10) この公告の日から開札の日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

3. 契約条項を示す場所及び問合せ先

一宮市教育部総務課 学校事務グループ

一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号（郵便番号 491-8501）

電話（0586）85-7070

電子メール：k-somu@city.ichinomiya.lg.jp

4. 入札に関する事項

- (1) 入札方法 1 (4) の「入札説明書」に示すとおり
- (2) 入札方式 一般競争入札
- (3) 入札参加申出期間 令和 6 年 2 月 21 日（水）午前 9 時から
令和 6 年 3 月 1 日（金）午前 10 時まで
- (4) 質問申請期間 令和 6 年 2 月 21 日（水）午前 9 時から
令和 6 年 2 月 26 日（月）午後 5 時まで
- (5) 入札及び開札日時 令和 6 年 3 月 1 日（金）午前 10 時
- (6) 入札及び開札場所 一宮市役所本庁舎 6 階 601 会議室
- (7) 入札書の記載方法
ア 入札金額の算出基礎として、入札内訳書を指定の書式を用いて作成すること。
作成に当たっては、契約履行完了に至る 3 年間の一切の経費を含めた金額で見積もること。
イ 入札金額は、入札内訳書の「入札書記入額」欄の金額を入力すること。
- (8) 入札に際しては、関係法令、一宮市契約規則及び一宮市物品購入関係入札者心得書等を熟読すること。

5. 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

7. 入札の無効

一宮市物品購入関係入札者心得書第 14 条及び一宮市契約規則第 37 条の規定に該当する入札並びに本公告に示した参加資格がないと認められた者のした入札は無効とする。

8. 暴力団排除

(1) 契約の締結

入札（開札）の日から契約締結の日までの期間において、落札者が暴力団排除合意書に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。

(2) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、暴力団排除合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

(3) 妨害又は不当要求に対する報告義務及び届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市への報告をするとともに警察への被害届の提出をしなければならない。これらを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

9. 契約書作成 要

10. 契約金額

契約時の金額は、事務・用務員業務及び学校等連絡業務については単価、統括責任者・管理費については総価とする。

11. その他

詳細は入札説明書による。